

## 部落差別の解消をめざして

多くの人が部落差別はしてはいけないことと分かっている一方で、平成30年に奈良県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、住宅を選ぶ際や子どもの結婚に関して偏見や差別意識が依然としてあることがうかがわれます。また、特定個人を対象とした誹謗中傷や部落差別を助長するインターネットへの書き込みや掲載が後を絶たない状況です。このような状況の中、奈良県人権擁護委員連合会会長の高松秀憲さんにお話を伺いました。

### ■子どもたちとの出会いと部落差別

私は、学生時代、部落差別の存在は知っていましたが、人権問題に向き合ってはいませんでした。1971年4月、私は大学院へ通い始めましたが、5月1日から小学校の先生にならないかという話をいただきました。中学校・高校の教員免許は持っていたので、講師として初任校に着任しました。1年目、5年生38人の担任の仕事をしてながら、小学校の免許を取り、採用試験も受けました。

この1年目の着任早々、ある1人の気がかりな女の子がいました。2、3人の男の子たちが、その子に対して、「くさい、汚い」と排除しようとしたことに私はすごくいきどおり注意したことがありました。4月に定期家庭訪問は終えていたので、このことをきっかけに足しげく、その子の家へ通うようになりました。両親が、ハップサンダルを製造する仕事をされていることを知り、その仕事のおいさが男子の発言の要因かと考えました。7月のある日に、お母さんから相談したいことがあると話がありました。話は大和高田市内の高校に通っていた兄のことでした。学校で差別事件があり、そのことを通して、本人が部落出身であることを知ったのです。「なんで黙ってたんや。教えてくれなかったんや。」と両親を責めたそうです。「1週間ごはんを食べず、死んでしまうのでは」との心配は切実でした。相談された私は、ほとんど何一つ応えられず、部落差別が、こんなにこの親子たちを苦しめていることに愕然としました。夜の8時を回っていたと思います。帰り道は、自転車をいくらこいでも学校にたどり着かない

という心境でした。これが部落差別に向き合う原点となりました。2年間の担任の中で、38人のうち8人が部落出身者であること、そのすべての親たちは差別の厳しさゆえに、子どもに部落出身だと伝えていないことを知りました。校区には同和地区はありませんでしたが、部落差別は現前する町でした。

そこで、自分はどう生きるかを考え始めました。この目の前の差別問題を避けて通るのか、差別に立ち向かっていくのか、の選択肢を前に、私は差別に立ち向かうことを決意しました。この時から、自らの課題として部落差別に向き合えるかの挑戦が始まりました。その後は「同和教育とは何か」「部落問題とは何か」を学ぶ日々でした。

4年目に大和高田市の学校に転勤しました。6年生の担任をしていましたが、5年生の学級で児童による部落差別発言がありました。教職員・学校の姿勢が問われる中、教職員たちは同和教育の取組を頑張りました。6年生を卒業させてからの数年間、同和教育推進教員や県同和教育研究会勤務により担任はしませんでした。そして久しぶりに担任をした際には、このときの38人の子どもや保護者



等と心に残る出会いを持つことができました。学習・生活・仲間を大切に、「自立と連帯」の学級づくりをめざしました。家庭訪問・生活綴り方(日記)を大事にして、毎日のように学級一枚文集(学級通信)を発信し、親たちも読んでくれました。「地域」「暮らし」「人との出会い」から、教育内容を創る営みをめざしました。校区の実態から部落問題学習を教育課程に位置付けることを前提に、子どもたちの家庭や地域にある仕事・労働の学びを耕していく取組を大事にしました。例えば、30種類の野菜を作っている祖父や町工場を営む父親のところに外向いて、仕事の苦労や喜び・誇りを教えてもらうこと等です。また被差別部落の暮らしや労働について、保護者・地域の人々の応援を受けながら部落問題学習を進めました。だれもが生きるうえで、悩みや苦しみをもち、喜怒哀楽がある。そのことに共感できる人としての基盤を作ろう、そして、人々の間で生じる差別や人権侵害は許さない生き方を築こうという営みに、子ども・保護者・地域の心合わせで取り組めたことが、今も心に残っています。私自身の学びも大変大きなものでした。

### ■人権擁護委員としてめざすべきこと

私は明日香村人権擁護委員を2012年より務め10年目になります。県全体で、239人の委員が活動しています。主な役割は、人権相談・人権啓発・人権救済です。私自身は次の3つのことを願いとして思っています。1つ目は、県民・市民の皆さんの暮らしに「人権」が日常の当たり前文化として根付いてほしいことです。2つ目は、自らが何らかの差別・人権侵害に直面した時、その対応に戸惑いがある時、法務局や人権擁護委員に相談してほしいことです。そして3つ目は結婚差別、自治体への差別問合せ、インターネット上に氾濫する差別的サイトの存在等、部落差別解消の課題は、極めて今日的な課題であるという認識を県民が共有してほしいことです。

また、国全体で考えてほしいことが2つあります。1つは、差別・人権侵害を受けた当事者が救済を求めた場合、問題の解決を図る人権救済の法の整備が必要ではないかということです。もう1つは、インターネット上の誹謗中傷、差別・人権侵害をめぐって、加害者を特定しやすくする新たな裁判手続きを定めた、いわゆる改正プロバイダ責任制限法が4月に成立しましたが、さらに差別拡散を防止するためのプロバイダへの削除要請も含めた迅速で強力な措置がとれる法の整備です。

### ■これからのあるべき社会創造について

「だれもの人生に、いのち・愛・人権を大事にする社会」を作ろうということが、私の願いです。「いのち・愛・人権」は部落解放運動の中で大切にされてきたことです。この文言には全国水平社がめざした運動、人間はお互いを尊敬することによって自らを解放し、差別をなくそう、という願いが込められています。また国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)では、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざしています。そのためには、一人一人が自尊感情を高め、多くの人々との出会いを通して共感力を培おう、真実を見極め、相手の思い・痛みに対して心を届かせる想像力を培い人権感覚を磨こう、「部落史観の見直し」等を踏まえた人権問題の正しい歴史認識・現実認識を学び取っていかうと呼びかけたいです。中学校2・3年が学ぶ歴史・公民分野での部落問題記述や基本的人権の内容を、すべての国民が身につけ自分の課題として捉えれば、かなり社会は変わると思います。

人権は、『誰か』のこと じゃない」のです。

#### プロフィール

高松 しゅうけん 秀憲 さん(表紙の人)

- ・奈良県人権擁護委員連合会会長
- ・明日香村教育委員会教育長職務代理
- ・元全国同和教育研究協議会委員長